避難確保・浸水防止計画

**株式会社　○○ビル**

（計画の目的）

第1条　この計画は、水防法第15条の２第１項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、（　　　　　　　　　　　　　）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及

び浸水の防止を図ることを目的とする。

２　この計画の修正は、軽微な事項については（　　　　　　　　　　　）の関係者協議

のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権限を有する

者との協議のうえ決定する。

（計画の対象範囲）

第２条　（　　　　　　　　　　　　　）の地下空間の範囲は、各接続ビルを包含した地

域の範囲とする。

２　接続ビルの状況については、次のとおり

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ビル名 | 出入口数 | 敷地面積 | 地階数 | 地上階数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（計画の適用範囲）

第３条　この計画は、（　　　　　　　　　　　　　　　　）に勤務し又は利用する全ての

者に適用する。

（協議会の設置）

第４条　災害発生時の対応を取る体制について事前に協議するため、協議会を設置する。協議会の構成は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗名など | 担当者名 | 連絡先 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（自衛水防組織の設置）

第５条　浸水危険時に、迅速かつ効果的な対応をはかるため、別添１「自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置し、予め体制や役割を定める。

２　体制及び役割

　　体制については、別表１「〇〇地下街自衛水防組織の編成と任務」のとおりとする。

装備品については、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりする。

各班の任務は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 組　　織 | 主　な　任　務　内　容 |
| 統括管理者 |  |
| 本部運営班長 |  |
| 本部運営班 |  |
| 情報収集班長 |  |
| 情報収集班 |  |
| 警戒活動班長 |  |
| 警戒活動班 |  |
| 避難誘導班長 |  |
| 避難誘導班 |  |

３　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施する。

（１）毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

（２） 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達、浸水防止及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（防災体制）

第６条　連絡体制及び対策本部は、次の目安により必要に応じて設置する。

各班の業務内容については、別添２「〇〇地下街活動体制における班の業務内容」のとおりとする。

（１）連絡体制確立の基準

　　　連絡体制を確立するときは、次の目安により必要に応じて体制をとる。

　　　ア　大雨洪水注意報が発表されたとき。

　イ　台風の襲来や大雨が予想されるとき。

　　　ウ　今後、浸水のおそれが予想されるとき。

（２）対策本部設置の基準

ア　大雨洪水警報が発表されたとき。

イ　避難指示等が発令されたとき。

ウ　鶴見川・多摩川洪水予報（洪水警報）が発表されたとき。

エ　（　　　　　　　　　　）川で氾濫警戒情報が発表されたとき。

オ　その他、浸水の危険が予想されたとき。

（３）対策本部設置場所

　　　対策本部は、（　　　　　　　　　　　　　　　）の（　　　　　　　　　　　　　　　）に設置する。

（４）対策本部の解散

　　　水害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは水害の発生による応急対策が完了したと認められるときに解散する。

（情報収集・伝達）

第７条　情報収集・伝達体制については、次のとおりとする。

（１）情報収集体制

　　　　浸水の危険性把握のために、次により情報の収集を行う。

　　　ア　収集する情報

　　　　・気象情報

　　　　・河川水位情報

　　　　・行政機関からの情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録先 | ＦＡＸ番号 | 電子メールアドレス |
|  |  |

イ　収集手段

　　　　・インターネットによる収集

　　　　・横浜市防災情報Ｅメールに登録してメールで情報を収集する。

　　　　・テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

　　　　・地上部の状況を目視で確認する。

（２）情報伝達体制

　　　　浸水の危険性を感じたり、各種情報により浸水の予測があったときには、速やかに情報を伝達する。伝達の体制図については、別添３「（　　　　　　　　　　　　）地下街緊急連絡網」及び別添４「〇〇地下街外部機関等への緊急連絡網」のとおりとする。

　　　　また、地下で接続する他のビル等へも情報を伝え、共同して体制をとることとする。

（浸水防止に関する警戒活動）

第８条　地下街等への浸水を防止するため、危険度の段階によって対策をとるものとする。

　（１）第１段階

　ア　参考とする気象情報

　　　　　大雨洪水注意報や局地的な大雨など

イ　対応する内容

浸水に備えた準備を行う。

　　　ウ　対応する人員

　　　　　統括責任者及び警戒活動班員

　（２）第２段階

　　　ア　参考とする気象情報

　　　　　大雨洪水警報など

　　　イ　対応する内容

　　　　（ア）土のうや防水板の設置などにより、浸水に備えた対応をとる。

　　　　（イ）浸水状況の確認を行う。

　　　ウ　対応する人員

　　　　　警戒活動班

　（３）第３段階

　　　ア　参考とする気象情報等

　　　　　大雨特別警報や避難指示等発令

　　　イ　対応内容

　　　　　全員が避難する。

（避難誘導）

第９条　避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難誘導の原則

　　　　地下街等に浸水が予想され、又は雨水等が流入してきた場合には、利用者の避難を最優先に行う。

（２）避難時期

　　　　避難指示等が発令された場合又は統括責任者の判断により避難する。

（３）避難経路

　　　　避難経路及び安全な避難先については、事前に検討しておく。避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示する。また、地下街等の従業員へも周知する。

　　　　なお、避難経路図については、別添５「（　　　　　　　　　　　　　）避難経路図」のとおり。

（４）避難誘導方法及び留意事項

　　　　避難誘導時の行動については次の点に注意する。

　　　ア　利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。

　　　イ　館内放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

　 ウ 避難誘導班が所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させる。

　　　エ　浸水による停電が考えられるため、エレベーターやエスカレーターを停止させるとともにこれらの設備を利用しないよう周知する。

オ 災害時要援護者の避難に際しては、周りの人達の協力を得ながら、迅速に避難誘

導する。

　　カ　一斉停電に備え、各店舗等には、平常時から懐中電灯等を用意する。

（５）館内放送の内容

　　　　周知すべき内容の気象情報を入手した際や、避難指示などの情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して、利用者に知らせる。

　　　ア　気象情報入手の際の放送内容

　　　　　「こちらは、（　　　　　　　　　　　）です。ただいま（　　　　　　　　）より、（　　　　　　　　　）発表がありました。ただちに（　　　　　　　　　）してください。」

　　　イ　避難指示等入手の際の放送内容

　　　　　「こちらは、（　　　　　　　　　　　　　）です。ただいま（　　　　　　　　）より、避難指示の発令がありました。従業員の指示に従い（　　　　　　　　　　）してください。」

（防災教育）

第10条　従業員等への防災教育は、次のとおり行う。

（１）防災教育の計画

　　　　従業員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、災害時要援護者への配慮などを教育し、自主防災への積極的な取組を図っていく。

（２）防災教育及び研修の時期

　　　地下街等の従業員等に対して、次の内容を教育する。また、教育を行う時期については、次表のとおりとする。

　　ア　教育内容

・避難確保及び浸水防止対策の内容の周知徹底

・防災体制の周知徹底

・水害に関する事項の周知徹底

・その他、施設の防災管理上必要な事項

　　　イ　教育実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　　期 | 対　象　者 | 内　　容 |
| ４月 | 新採用の従業員等 |  |
| ５月及び９月 | 全従業員 |  |
| 随時 | 班別 |  |

（防災訓練）

第11条　防災訓練については、次のとおり行う。

（１）防災訓練の計画

　　　　浸水などの被害を防止し、実際の浸水時に素早い対応を図るため、従業員等を参加させた訓練を行う。また、地下で接続する他のビルと共同で訓練を行うほか、各種団体等とも協力して開催する。

（２）防災訓練の内容

　　　ア　動員訓練

　　　　　緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練

　　　イ　対策本部設置訓練

　　　　　対策本部の人員配備に関する訓練

　　　ウ　浸水防止訓練

　　　　　浸水防止用資機材等の取扱に関する訓練

　　　エ　情報収集伝達訓練

　　　　　情報の収集方法とその伝達についての訓練

　　　オ　避難訓練と避難誘導訓練

　　　　　避難するために必要な資機材等の配備と避難体制に関する訓練

　　　　　避難誘導する際の災害時要援護者の避難誘導に関する訓練

　　　カ　救出救護訓練

　　　　　救出や救護に関する訓練

（３）訓練実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　　　期 | 対　象　者 | 内　容 |
| ４月 | 新採用の従業員等 |  |
| ５月及び９月 | 全従業員 |  |
| 随時 | 班別 |  |

（避難確保及び浸水防止を図るための施設及び資機材の整備）

第12条　施設及び資機材の整備等については、次のとおり行う。

　（１）浸水に備えるため、（　　　　　　　　　　　　　　）などの施設の整備を行う。

　（２）浸水に備えるため、土のう等の浸水防止用資機材等を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知する。

**自衛水防組織活動要領**

別添１

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時等において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動等について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、本部運営班、情報収集班、警戒活動班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) ○○○○（最低限、通信設備を有する場所とする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、本部運営班及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が○○○○に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止及び避難誘導等の活動を行うものとする。

**【別表１】**

**○○地下街自衛水防組織の編成と任務**

統括管理者の代行者

統括管理者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **本部運営班** | 役職及び氏名を記入 | * 難確保及び浸水防止の対応等の総合指揮 * 警戒活動、避難、誘導等の判断と指示 * 浸水状況等の情報の各班への連絡 * 応援者などの業務の調達 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避　難　誘　導　班** | 役職及び氏名を記入 | * 利用者の避難誘導 * 利用者への口頭連絡 * 災害時要援護者の介助等 * 未避難者・要救助者の確認 * 地表施設の点検と処置 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **警　戒　活　動　班** | 役職及び氏名を記入 | * 店舗への浸水及び漏水防止処置 * 水防用資機材の準備 * 被害発生予想箇所の巡回調査 * 電気施設、機械施設、排水ポンプの点検と処置 * 排水溝の点検と処置 * 地表施設の点検と処置 * 被害発生箇所の応急処置   ・　管理シャッター開閉の検討 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **情　報　収　集　班** | 役職及び氏名を記入 | * 気象、洪水情報その他各種情報の収集や伝達 * 関係者や関係機関との情報連絡 * 館内放送による情報連絡 * 営業時間等の変更及びテナントへの連絡 * 報道機関対応その他広報全般 * 応援要請、他の班への応援連絡 * 隣接地下街等管理者との情報連絡 * 休日・夜間の緊急連絡 |

**自衛水防組織装備品リスト**

**【別表２】**

|  |  |
| --- | --- |
| 任　務 | 装　備　品 |
| 各班共通 | 名簿（従業員、利用者等）  情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 警戒活動班 | 水防用資機材（土のう、水のう、防水板、ブルーシート等）  ※水のう：水を含ませることによって、土のうのように浸水防止を図るもの |
| 避難誘導班 | 誘導の標識（案内旗等）、携帯用拡声器 |

別添２

**○○地下街活動体制における班の業務内容**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **事柄** | **対応する班など** | **活動内容** | **横浜市からの情報提供** |
| 〇〇体制 | 大雨注意報  発表 | 連絡体制  確立 | 統括管理者から各班に連絡体制を確立した旨連絡する |  |
| テレビ、インターネット、市防災情報Ｅメールなどから気象情報を入手する |
| 警戒活動班 | 浸水に備えて土のうなどを準備する |  |
| 〇〇体制 | **大雨洪水警報発表** | 対策本部  設置 | 統括管理者から各班に連絡を入れる |  |
| 本部運営班 | 館内放送等で利用者などに発表情報等を伝える |  |
| 情報収集班 | 引き続き気象情報の入手に努める |  |
| 地表の降雨の様子や浸水の状況などを監視する |  |
| 警戒活動班 | 浸水に備え土のうや防水板を設置する |  |
| 避難誘導班 | 避難する際に障害となる物などについて経路の確認をする |  |
| ※避難準備  情報発令 | 避難誘導班 | 要援護者施設では入所者等の避難に取り掛かる |  |
| **大雨特別警報発表**  浸水の危険が増してきた又は**避難指示の発令** | 本部運営班 | 避難誘導指示 |  |
| 館内放送等で利用者などに発令内容等を伝える |
| 情報収集班 | 近隣の施設に情報を伝える |  |
| 本部運営班 | 利用者の避難や営業時間の繰り上げなどを検討する |  |
| 避難誘導班 | 利用者を安全な避難先に避難誘導する |  |
| 避難状況の把握と避難もれ等を確認する |
| 災害時要援護者がいた場合には避難を助ける |
| 警戒活動班 | 避難の妨げとならないよう土のうなどを調整する |  |
| 施設への著しい浸水など | 本部運営班 | 消防署などの公的機関に連絡し応援を求める |  |

※要援護者については、早期避難や利用者への移動等の呼び掛けを行う。

別添３

**〇〇地下街緊急連絡網**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **フロア** | **内線番号** | **フロア責任者** | |
| ５階 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| ４階 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| ３階 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| ２階 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| １階 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 地下１階 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 地下駐車場 |  | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |

|  |
| --- |
| **○○地下街　統括管理者** |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

|  |
| --- |
| **○○地下街**  **情報収集班長** |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

|  |
| --- |
| **○○地下街**  **避難誘導班長** |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

|  |
| --- |
| **○○地下街**  **警戒活動班長** |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

* 消防署等へ救助を要請
* 区役所等への報告

□　地階で接続する近隣の他のビル等へ情報提供

□　その他必要と思われる施設等へ連絡

□　消防署へ救助を要請

□　区役所等への報告

□　地階で接続する近隣の

他のビル等への情報提供

□　その他必要と思われる

施設等へ連絡

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **○○地下街**  **警戒活動班** | | |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 | ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 | ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **○○地下街**  **避難誘導班** | | |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 | ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 | ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **○○地下街**  **情報収集班** | | |
| ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 | ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 | ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。 |

地階で接続する

近隣の他のビル等

別添４

**○○地下街外部機関等への緊急連絡網**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **連絡先** | **担当部署** | **担当者等** | **電話番号** | **連絡可能時間** | **備考** |
| 消防署 |  |  |  |  |  |
| 警察署 |  |  |  |  |  |
| 横浜市役所 |  |  |  |  |  |
| 区役所 |  |  |  |  |  |
| 土木事務所 |  |  |  |  |  |
| 近隣施設　1 |  |  |  |  |  |
| 近隣施設　2 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別添５

**○○地下街避難経路図**

作成年月日：

所在地：

連絡先：

担当者：